

青森県報

第百九十一号

令和二年
八月五日
(水曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………(保健衛生課) ……一
 - 特定行為業務の登録……………(高齢福祉保険課) ……一
 - 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……二
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……二
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……二
- 公 告
- 採石業務管理者試験の施行……………(河川砂防課) ……二
 - 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……三
 - 建設業者の許可の取消し……………(東青地域県民局) ……三
 - 右……………(中南地域県民局) ……四
 - 右……………(同) ……四
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可……………(西北地域県民局) ……四

告 示

青森県告示第六百十号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和二年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ふじた耳鼻咽喉科クリニック	青森市大字羽白字沢田四九の一	令和 二・三・三六
磯木薬局岩木店	弘前市大字真土字勝剣林三三四の四	二・四・三五
松田薬局	弘前市大字南瓦ヶ町二の六	二・七・二〇

青森県告示第六百一十号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三〇〇一 二九五	令和 二・七・二六	株式会社 スマイル タカラ	上北郡お いらせ町 一久保六 一の一六	スマイル タカラ訪 問介護	上北郡お いらせ町 一久保六 一の一六	令和 二・七・二六	訪問介護

青森県告示第六百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和二年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所		廃止年月日
			名称	所在地	
グリーン交通株式会社	弘前市大字高田一丁目五の二二	居宅介護	ケア・グリップ	弘前市大字高田一丁目五の二二	令和二・七・三
グリーン交通株式会社	弘前市大字高田一丁目五の二二	重度訪問介護	ケア・グリップ	弘前市大字高田一丁目五の二二	〃
グリーン交通株式会社	弘前市大字高田一丁目五の二二	同行援護	ケア・グリップ	弘前市大字高田一丁目五の二二	〃
グリーン交通株式会社	弘前市大字高田一丁目五の二二	行動援護	ケア・グリップ	弘前市大字高田一丁目五の二二	〃

青森県告示第六百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和二年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定期日
会営休日夜間薬局	八戸市田向三丁目六の四四	令和二・八・一
あおぞら薬局	弘前市大字早稲田二丁目八の八	〃

青森県告示第六百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和二年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定期日
野辺地調剤薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の九	令和二・六・三〇

公 告

採石業務管理者試験の施行

令和二年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

令和二年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

- 1 期日等 令和二年十月九日（金）午前十時から正午まで

2 場 所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館アスパム 五階 会議室「あすなろ」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

三 受験願書の受付期間

令和二年八月三十一日（月）から同年九月十一日（金）まで（郵送の場合は、同日付けの消印のあるものまでを有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の一

青森県県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

八千百円（青森県収入証紙により、受験願書の提出時に貼り付けて納入する。消印してはならない。）

七 その他

受験願書の用紙は、青森県県土整備部河川砂防課及び各地域県民局地域整備部で配布する。

郵送を希望する場合は、返送先を明記し、八十四円分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封し、青森県県土整備部河川砂防課に送付すること。

出願者には、青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百三十七号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令

第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）
除雪トラック（十トン級、六×六、ワンウェイプラウ） 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和二年七月十三日

五 落札者の名称及び住所

UDトラックス株式会社
埼玉県上尾市大字壱丁目一

六 落札金額

四千六十四万五千元

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和二年六月一日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

- 一 商号又は名称 株式会社皇華
- 二 代表者の氏名 三戸澄恵
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字石江字江渡一〇九の一六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第一〇〇六〇六号
- 五 取消年月日 令和二年七月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 管工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可

令和二年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 成商ビル管理株式会社
- 二 代表者の氏名 成田浩斉
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字北瓦ヶ町一三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第二〇〇四一八号
- 五 取消年月日 令和二年七月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 電気工事業に係る一般建設業の許可

令和二年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、十三湖土地改良区の定款の変更を令和二年七月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年八月五日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

(発行者・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円